

# UPZ圏内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間以内に実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 島根県、鳥取県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 島根県、鳥取県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- 島根県、鳥取県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により必要な輸送能力を確保する。

島根県・鳥取県内のバス会社	保有台数（台）
社	※1

## ①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

### 【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

### 【応援内容】

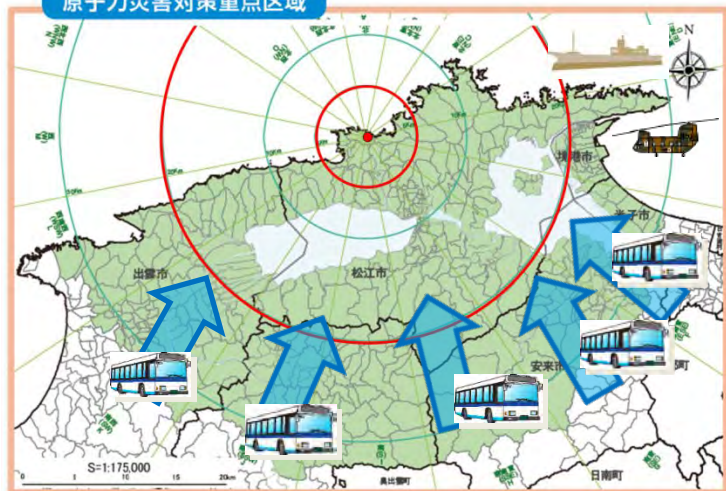
- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要物資及び資器材の提供
- ③避難、救援、火災、救急活動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職等の職員派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

# 不明

隣接県（岡山県・広島県・山口県）  
指定地方公共機関（バス会社）  
保有台数：0000台



原子力災害対策重点区域



※図は必ずしも区域を厳密に示したものではありません

※1 PAZ圏内にある営業所が保有する車両を除く。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請

# 他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定等を締結。

## ㉗ 原子力災害時等における広域避難に関する協定（平成26年5月28日）

- 【対象】**  
広島県・岡山県
- 【応援内容】**
- ① 避難者の受入れ
  - ② 避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
  - ③ 避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
  - ④ スクリーニング等の実施
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## ㉘ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

- 【対象】**  
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）
- 【応援内容】**
- ① 職員の派遣
  - ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③ 避難施設及び住宅の提供
  - ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ⑤ 医療支援
  - ⑥ その他応援のため必要な事項

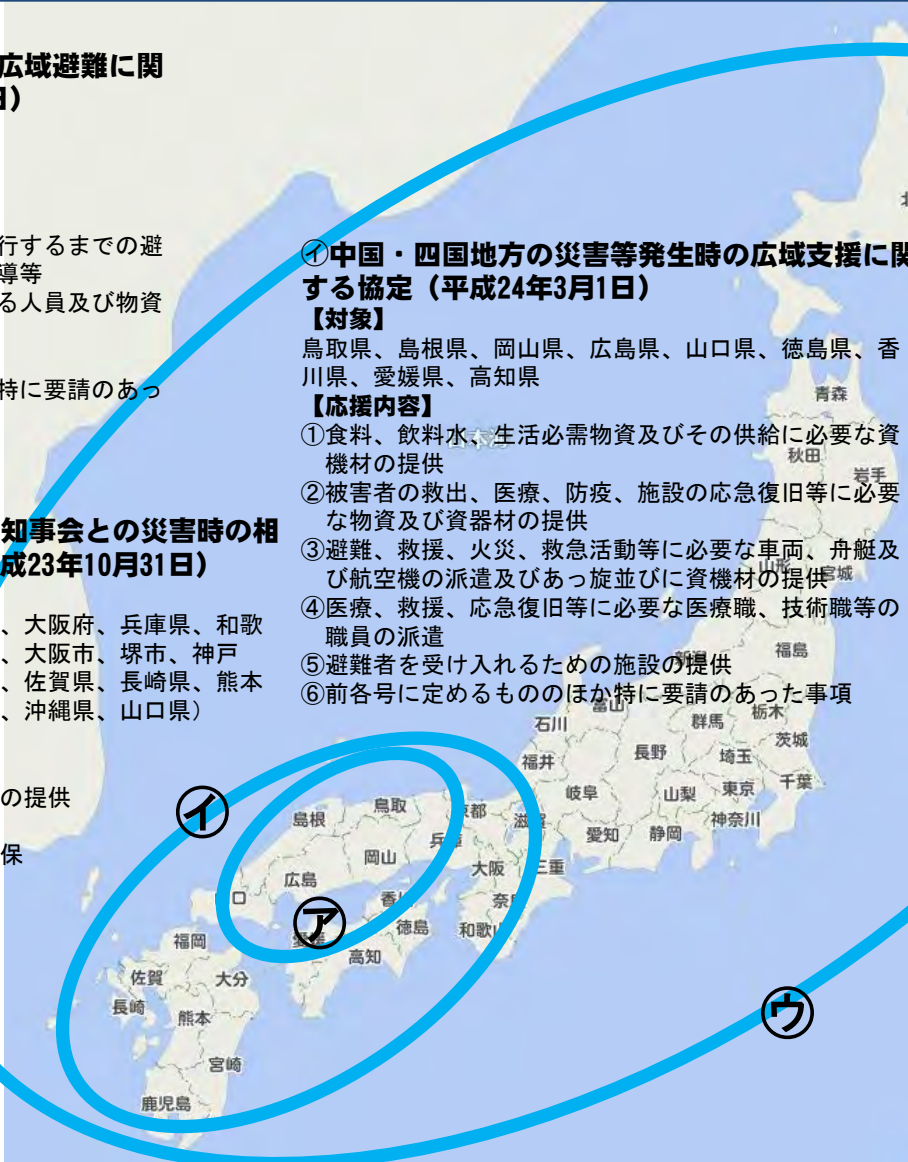
## ㉙ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

- 【対象】**  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 【応援内容】**
- ① 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
  - ② 被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要物資及び資器材の提供
  - ③ 避難、救援、火災、救急活動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
  - ④ 医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職等の職員の派遣
  - ⑤ 避難者を受け入れるための施設の提供
  - ⑥ 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

## ㉚ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

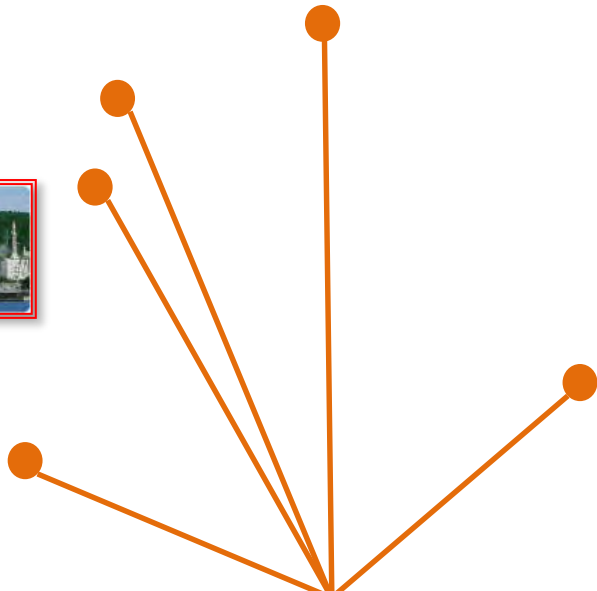
- 【応援内容】**
- ① 人的支援及び斡旋
    - ・ 救助及び応急復旧等に必要要員
    - ・ 避難所の運営支援に必要な要員
    - ・ 支援物資の管理等に必要要員
    - ・ 行政機能の補完に必要な要員
    - ・ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
  - ② 物的支援及び斡旋
    - ・ 食料、飲料水及びその他生活必需物資
    - ・ 応急復旧に必要な資機材及び物資
    - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
  - ③ 施設又は業務の提供及び斡旋
    - ・ ヘリコプターによる情報収集
    - ・ 傷病者の受入れのための医療機関
    - ・ 被災者を一時収容するための施設
    - ・ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
    - ・ 仮設住宅用地
    - ・ 輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
  - ④ その他特に要請のあったもの
- ㉛ 原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

- 【対象】**  
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【応援内容】**
- ① 原子力防災資機材の提供
    - ・ 緊急時モニタリング資機材
    - ・ 原子力防災活動資機材
    - ・ 緊急時医療資機材
  - ② 職員の派遣
    - ・ 緊急時モニタリング関係職員
    - ・ 緊急時医療関係職員
    - ・ その他災害対策関係職員



## **6. 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制**

- 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万々に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



放射線防護対策施設(5ヶ所)への放射線防護資機材の搬送は、市災害対策本部設置時に実施

バス会社  
(輸送事業者)  
運転手向けに備蓄

医療機関・社会福祉施設  
(施設)  
施設管理者、避難誘導者  
向けに備蓄

小中学校・保育所(施設)  
施設管理者、避難誘導者  
向けに備蓄



備蓄拠点	対象施設数
輸送事業者(バス会社等)	
医療機関	
社会福祉施設	
小中学校・保育園	
合計	

# UPZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布。(UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布)
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。

